

区域名称	予定建築物等の用途	備考：特別指定区域の名称
山国地区 2/2	条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅	地縁者の住宅区域

区域図

S=1:5,000

※ 区域界の内にある農用地区域、甲種農地、第一種農地
及び森林法で指定した保安林等（保安林、保安林施設）
は区域内から除く

凡 例	
	行政町界
	市街化区域界
	地縁者の住宅区域